

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 30 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0430第1号
令和2年4月30日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和2年5月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)
の一部改正について

別添

「特定保険医療材料の定義について」
(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの071(1)①中「「体内固定用プレート」又は「患者適合型体内固定用プレート」」を「「体内固定用プレート」、「患者適合型体内固定用プレート」又は「人工股関節寛骨臼コンポーネント」」に改める。
- 2 別表のⅡの151(2)中「デンプン」を「デンプン又は酸化再生セルロース」に改める。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について
 (傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～070 (略)</p> <p>071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「人工骨インプラント」、「コラーゲン使用人工骨」、「人工上顎骨」、「人工椎間板」、「人工椎体」、「人工肋骨」、「人工全耳小骨」、「人工眼窩縁」、「人工頬骨」、「局所人工耳小骨」、「人工関節セット」、「脊椎ケージ」、「体内固定用プレート」<u>」又は「患者適合型体内固定用プレート」</u>又は「人工股関節寛骨臼コンポーネント」であるものにより構成されること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>072～150 (略)</p> <p>151 デンプン由来吸収性局所止血材 定義</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～070 (略)</p> <p>071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「人工骨インプラント」、「コラーゲン使用人工骨」、「人工上顎骨」、「人工椎間板」、「人工椎体」、「人工肋骨」、「人工全耳小骨」、「人工眼窩縁」、「人工頬骨」、「局所人工耳小骨」、「人工関節セット」、「脊椎ケージ」、「体内固定用プレート」<u>」又は「患者適合型体内固定用プレート」</u>であるものにより構成されること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>072～150 (略)</p> <p>151 デンプン由来吸収性局所止血材 定義</p>

次のいずれかに該当すること。

- (1) (略)
- (2) 止血を目的として使用するデンプン又は酸化再生セルロース由来の吸収性局所止血材であること。

152～206 (略)

Ⅲ～Ⅸ (略)

次のいずれかに該当すること。

- (1) (略)
- (2) 止血を目的として使用するデンプン由来の吸収性局所止血材であること。

152～206 (略)

Ⅲ～Ⅸ (略)